

住宅取得促進助成金

人口減少の抑制と定住化を図り、活力あるまちづくりの推進と地域活性化を目的として、新築・中古住宅を問わず肝付町内に新たに住宅を取得された方へ助成金を交付します。



要件		助成額
対象となる要件	新築住宅・建売住宅の購入	20万円（上限額）
	中古住宅の購入	10万円（上限額）
加算となる要件	転入者の場合	10万円
	同一世帯に 1人	10万円（商品券）
	高校生以下の子供がいる場合 2人以上	20万円（商品券）
	ひとり親世帯の場合	10万円
	新婚世帯の場合	10万円（商品券）
	新築住宅の施工業者が町内業者である場合	10万円（商品券）
	空き家バンク登録者と契約を交わした場合	10万円

お問い合わせ先 肝付町役場 企画調整課 ☎ 0994(65)8422

建てる
買う

住宅設備関連の助成金

年々深刻化する地球温暖化への対策として、クリーンエネルギー・再生可能エネルギー関連設備を導入した町民の方へ補助金を交付します。



対象となる要件		補助金・助成金		
エコキュート（高効率給湯器）の設置		2万円		
住宅用リチウムイオン蓄電池の設置		8万円		
住宅用燃料電池（エネファーム）の設置		8万円		
太陽光発電を設置した場合		7万円（上限額）		
ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）の住宅取得		最大 35万円		
合併浄化槽の設置 （新築を除く）	(1) 設置費補助	5人槽 332,000円	7人槽 414,000円	10人槽 548,000円
	(2) 町内業者加算	50,000円		
	(3) 単独槽・ くみ取り便槽撤去費	90,000円（上限）		
	(4) 宅内配管工事費	120,000円（上限）		

お問い合わせ先 肝付町役場 住民課 ☎ 0994(65)8411

補強
する



特集
肝付町で暮らす
— 住宅関連助成金紹介 —

少子高齢化・地域の過疎化が進む
肝付町では、住宅に関する
様々な取り組みを行っています。
各制度には、対象となる要件や、
申請の期限があります。
詳細については、担当課へお問
い合わせください。

結婚新生活支援助成金

新規に婚姻し、肝付町に新居を構える夫婦世帯の住宅取得費用・住宅リフォーム費用・住宅賃借費用・引越費用について補助金を交付します



新生活

項目	対象となるもの	対象とならないもの
住宅取得費用	住宅取得費用	土地購入費用、住宅ローン手数料等
住宅リフォーム費用	住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用	倉庫、車庫にかかる工事費用、門、フェンス、植栽等の外溝にかかる工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置にかかる費用等
住宅賃借費用	家賃（1か月のみ）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	家賃（2か月目以降の分）、駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料等
引越費用	引越業者や運送業者へ支払った場合	レンタカーを借りた場合、家族や友人に依頼した場合、自身で行った場合

夫婦ともに29歳以下の場合最大60万円の補助が出るなど、要件によって補助額が異なりますので、詳細については、企画調整課までお問い合わせください。



お問い合わせ先 肝付町役場 企画調整課 ☎ 0994(65)8422

管理
する

木造住宅の耐震・危険廃屋の解体撤去

町内の木造住宅に行われる耐震診断・改修に補助金を交付します。また、町内業者が行う危険廃屋の解体撤去について経費の一部を助成します。

対象となる要件		補助金・助成金
木造住宅の耐震化	耐震診断	6万円（上限額）
	耐震改修	30万円（上限額）
危険廃屋の解体撤去	町内に存在する危険廃屋	30万円（上限額）

お問い合わせ先 肝付町役場 建設課 ☎ 0994(65)8424

売る
買う

空き家バンク

町では、移住を希望される方々と、空き家の所有者をマッチングする空き家紹介事業に取り組んでいます。

対象物件	引き受け不可物件
次のいずれの要件も満たす物件 ①町内に所在する空き家、もしくは 空き家となる予定の物件 ②住居用に使用されていた戸建て物件 ③移住希望者等への売却・賃貸を希望する物件	・町外に所在する物件 ・未登記の物件（登記予定のものは除く） ・老朽化が激しく、あきらかに居住が難しい物件 ・アパート、テナント、商業用等の物件 ・現地確認により不整合が見つかった物件 ・固定資産税の滞納のある物件 ・その他、不適切だと判断する物件

空き家バンク登録の流れ

① 売りたい・貸したい
空き家を移住サポ
ートセンターに連絡

② 移住サポートセン
ターから登録申請書
を案内・送付

③ 移住サポートセン
ターの職員が実際に
空き家の状態を確認

④ インターネット等を
使って空き家の情報
を発信

※空き家バンクは移住希望者等への空き家情報等の提供により、移住への円滑な推進をサポートするものであり、売買・賃貸等の手続きの代行や仲介業務を行うものではありません。



お問い合わせ先 肝付町 移住サポートセンター ☎ 0994(65)8426

修繕
する

住宅リフォーム支援事業助成金

住宅の長寿命化、地域経済の活性化等を目的として、町内業者を利用して住宅のリフォームを行う町民の方へ、経費の一部を助成します。

申請受付期間が令和7年度より変わります！

申請受付開始 4月1日～（予算に到達次第、申請締め切り）



- リフォーム工事施工中または施工後の申請は、受付不可
- 交付決定前にリフォーム工事を着手した場合、交付対象外
- 翌年2月末までにリフォーム工事完了しない場合、交付決定取り消し

要件等	詳細
対象となる方	・肝付町内に居住し、住民登録を行っている方 ・リフォーム後、町内に居住し住民登録を行う予定の方 ・所有者（親・子・配偶者含む）で、その管理を証明できる書類を有する方
対象要件	・助成金交付の対象となる経費（消費税を含む）が20万円以上 ・施工業者登録がされている町内業者等が施工する
助成額について	助成金 経費の15%（15万円上限） なお、次に該当するものには別途加算 ①同一住宅に親・子・孫の3世代以上で同居する世帯 ②高校生以下の子供が同居する世帯 ③65歳以上の高齢者または、障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方が居住する世帯 ④2年以上の居住実績のない住宅を改修する場合（空き家バンク登録必須） ※①～③は、それぞれ助成金交付の対象経費の10%（10万円上限） ※④は、助成金交付の対象経費の20%（20万円上限）

※助成対象となる工事の内容につきまして、申請される前に事前に相談をしてください。外構工事、住宅に固着しない設備等の改善や補修など、助成対象とならない場合があります。

※申請は「1回限り」になります。同助成を受けたことのある方は申請できません。



お問い合わせ先 肝付町役場 建設課 ☎ 0994(65)8424